

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 日程により、昨日、総務文教委員会に付託いたしました議第45号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第46号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第47号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第48号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第49号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第50号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第51号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第52号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第53号 平成26年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上9件を一括議題といたします。

これより総務文教常任委員長、小泉孝敬君から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

小泉孝敬君。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） おはようございます。

総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第45号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第46号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 3) 議第47号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について。

- 4) 議第48号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第4号）。
- 5) 議第49号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。
- 6) 議第50号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）。
- 7) 議第51号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。
- 8) 議第52号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。
- 9) 議第53号 平成26年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。

## 2. 審査の経過。

11月19日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より稲葉総務課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

## 3. 決定及びその理由。

- 1) 議第45号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第46号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第47号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第48号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第4号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第49号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 6) 議第50号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第51号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第52号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第53号 平成26年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

○議長(土屋 忍君) ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋 忍君) これをもって、総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

委員長報告と質疑が終わりました。

これより各議案について、討論・採決を行います。

まず、議第45号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋 忍君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋 忍君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第45号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第46号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第46号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第47号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第47号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第48号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第4号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第48号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第49号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第49号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第50号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第50号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第51号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第51号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第52号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第52号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第53号 平成26年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第53号 平成26年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

---

○議長（土屋 忍君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成26年11月下田市議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前10時15分閉会